附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（職業能力開発総合大学校が行う職業訓練に関する暫定措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練（専門課程及び応用課程の高度職業訓練に限る。）を受けている者に対する職業訓練（この省令の施行の際現に専門課程の高度職業訓練を受けており、この省令の施行後当該訓練課程の修了後に応用課程の高度職業訓練を受ける場合におけるその応用課程の高度職業訓練を含む。）については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二から第三十六条の四までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第十二号の二十一」を「第十二号の二十二」に改める。

別表第二劇薬の項中第四十号を第四十一号とし、第三十五号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　マロピタント、その塩類及びそれらの製剤

別表第三中第百十一号を第百十二号とし、第百号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。

百　マロピタント

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年五月十一日

総務大臣　片山　善博

表の上欄中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一　市町村行政機能応急復旧補助金

表の上欄に次の三号を加える。

十二　消防防災設備災害復旧費補助金

十三　消防防災施設災害復旧費補助金

十四　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金

表の下欄第四号中「事務」の下に「（市町村行政機能応急復旧補助金に係る場合を除く。）」を加え、同欄第五号中「納付命令」の下に「（市町村行政機能応急復旧補助金に係る場合を除く。）」を加える。

○総務省告示第百七十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年五月十一日

総務大臣　片山　善博

表の上欄に次の四号を加える。

六　消防防災設備災害復旧費補助金

七　消防防災施設災害復旧費補助金

八　災害発生県内消防応援活動費交付金

九　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金

○総務省告示第百七十八号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

総務大臣　片山　善博

平成二十一年五月二十四日に実施された工事担任者試験において合格点を得た試験科目のある者であって、平成二十三年五月二十二日に実施される工事担任者試験の申請を行っており、かつ、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に居住するもの

○文部科学省告示第八十七号

平成二十三年三月三十一日（号外第六十五号）文部科学省告示第六十三号（平成二十三年度において司書及び司書補の講習を実施する件）の一部を次のように変更する。

平成二十三年五月十一日

文部科学大臣　髙木　義明

「

桃山学院大学	司書	六月二十一日～九月十二日	二百名	五月六日～六月十九日
	司書補	七月二日～九月十二日	五十名	五月六日～五月十九日

」を

「

桃山学院大学	司書	六月二十一日～九月十二日	二百名	五月六日～五月十九日
	司書補	七月二日～九月十二日	五十名	

」に変更する。

○農林水産省告示第九百三十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の動物用生物学的製剤基準の適用については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第九百四十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十三年五月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
一三四〇	園川　真代	佐藤　真代
一四四二	安達　直美	宮本　直美